

中部山岳国立公園内の上高地電源開発計画と 反対運動：戦後後期の国立公園制度の整 備・拡充(6)

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

77

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

233

(終了ページ / End Page)

268

(発行年 / Year)

2009-09-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005482>

【研究ノート】

中部山岳国立公園内の上高地 電源開発計画と反対運動

—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（6）—

村 串 仁三郎

目 次

- 戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（1）（本誌76・1）
- 戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（2）
- 2 戦後後期の国立公園をめぐる自然保護運動
- （1）日本自然保護協会の設立とその活動（本誌76・2）
- （2）戦後後期の国立公園内の産業開発と自然保護運動
- ① 阿寒国立公園内における雌阿寒岳硫黄鉱山開発と反対運動
—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（3）—（以上本誌76・3）
- ② 中部山岳国立公園内の黒部第四発電所建設と反対運動
—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（4）—（本誌76・4）
- ③ 日光国立公園内の尾瀬ヶ原の電源開発計画と反対運動
—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（5）—（本誌77・1号）
- ④ 中部山岳国立公園内の上高地電源開発計画と反対運動
—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（6）—（本号）
- はじめに
- 1 戦前の上高地の電源開発計画と反対運動
- 2 戦後後期における上高地電源開発計画の再提起
- 3 上高地電源開発計画反対運動の展開
- 4 上高地の電源開発計画の廃止
- 5 小括

はじめに

戦前に電源開発から守られてきた幾つかの重要な国立公園があった。日光国立公園内の尾瀬、吉野熊野国立公園内の北山川水系の奥澗峡、中部山岳国立公園内の黒部峡谷、そして上高地などにおける電源開発計画は、戦前からあり、反対運動があっても容易に着手されなかったが、戦後の経済復興、電源開発計画の策定過程で再び問題化した。

すでにみたように、戦後計画された黒部第四発電所建設は、反対運動にもかかわらず、1956年に政府の許可をえて、反対運動も鉾をおさめて条件付で承認された。尾瀬ヶ原電源開発計画は、第2次電源開発については反対運動が成功して1956年に中止された。

吉野熊野国立公園内の北山川水系の電源開発計画も、戦後後期に反対運動が執拗に展開されて、1963年末に最終的に計画が実行された。その他、戦後後期に国立公園内で、富士箱根国立公園内の本栖湖、北海道、大雪国立公園内の層雲峡、糖平、支笏洞爺国立公園内の豊平峡、秩父多摩国立公園内の小河内、などで電源開発計画がたてられ、反対運動によって、豊平峡の計画が中止されたが、その他は計画が実行された。

中部山岳国立公園内の上高地電源開発計画もまた、尾瀬の場合のように中止された。

本稿の課題は、上高地の電源開発計画が、戦後にどのように提起されて、如何なる反対運動によって中止に追い込まれたかについて、あるいは、何故上高地の電源開発反対運動は勝利しえたのかについて検討することである。小論は、尾瀬の事例とあわせ、この成功例を詳しく分析し、国立公園と自然保護の問題に教訓をえたいと考えている。

1 戦前の上高地の電源開発計画と反対運動

戦後の上高地のダム化問題について検討する前に、すでに拙著で検討し

であるが、戦前の上高地の電源開発について若干回顧しておきたい⁽¹⁾。

上高地は、北アルプス登山基地として名を馳せると同時に、上高地の自然景観あるいは原生的自然、高山植物の宝庫として、近代登山や自然保護の分野で注目を集めた。

上高地は、すでに1915（大正4）年に、農商務省山林局の通達により、乱伐から原始林を保護するために、上高地一帯1万ヘクタールを、「自然ヲ保護スルノ目的ノ下ニ其伐採モ極限」するために「学術参考保護林」に指定された⁽²⁾。

1919（大正8）年頃から上高地を源流とする梓川水系で水力発電所建設計画が話題になりはじめ、1924（大正13）年12月には、京浜電力から、上高地に高さ45メートル、長さ600メートルのダムを築いて上高地一帯を貯水池化して、梓川下流に水力発電所を建設する計画が提出された⁽³⁾。

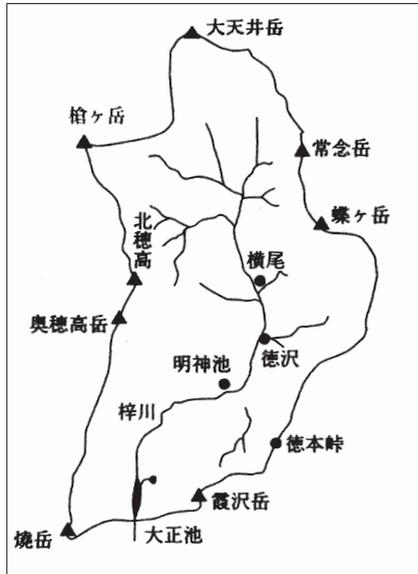
これにたいして国立公園制定を準備していた内務省衛生局保健課、その中心人物であった田村剛ら、また彼の恩師である本多静六を代表とする日本庭園協会は、1925（大正14）年2月に、史蹟名勝天然記念物保存協会、北アルプスの登山基地として上高地を利用していた日本山岳会、地元の自然保護学者らを糾合して上高地電源開発計画反対運動を組織した。

この反対運動をうけて、当時自然保護に理解のあった梅谷光貞長野県知事は、開発申請を不許可にし、開発計画を葬りさった⁽⁴⁾。

1927（昭和2）年頃から一時停滞していた国立公園制定運動が復活し、上高地の国立公園指定運動も高まってきた。あわせて上高地を開発から保護しようとする運動もおき、1927年に内務省は、史蹟名勝天然記念物保存法に基づき、電源開発の脅威を取り除こうとして、次頁に図示したように、上高地一帯1万ヘクタールを「天然保護区」として天然記念物に指定した⁽⁵⁾。

戦前にはこうした「天然保護区」として天然記念物に指定された地域はほかになく、如何に文部省、史蹟名勝天然記念物保存協会が、上高地を開発から保護するために高い評価を与えてきたかがわかる。

図1 天然記念物としての上高地の「天然保護区」1927年指定



出典：筆者作成。拙著『国立公園成立史の研究』，286頁。

しかし戦時体制に入った1940年頃から再び上高地一帯をダム化して発電所を建設しようとする動きもでてきたようであるが、詳しいことは明らかではない⁽⁶⁾。

注

- (1) 拙著『国立公園成立史の研究』，法政大学出版局，2005年，第Ⅱ部第4章 中部山岳国立公園—(1) 上高地・白馬，を参照。
- (2) 同上，269－70頁。
- (3) 同上，276－7頁。
- (4) 同上，278－9頁。
- (5) 同上，285頁。詳しくは『上高地天然記念物調査報告』，文部省，1932年，44－5，7頁。
- (6) 拙著『国立公園成立史の研究』，289頁。
長野県立歴史館の資料中（「長野県行政文書」）の中の「長野県総合開発審議

会」資料，資料請求番号「昭和30年—M—1」，総合開発審議会〔昭和29—30〕に収録されている「梓川土地改良区連合」の「陳情書」（1954年）がある。その中には今回「作物に必要な水量が確保」されないで「上高地ダムを建設する議を決した」が、「この上高地ダムは大東亜戦争中一度農林省が多額の経費を投じ土質検査を行った」ことがあると記している。

2 戦後後期における上高地電源開発計画の再提起

上高地電源開発計画は，戦争直後の経済荒廃の中で早くも敗戦後3年目にして再び復活し，提起されている。1948年6月の「サン写真新聞」は，上高地のダム化計画についてつぎのように報じた⁽¹⁾。

上高地は地元長野県で貯水池化を立案，大正池とそれに続く梓川上流を堰止め電力開発と松本平野のかんがいを利用してしているもので，この出力は340万KW（注一引用者）と見られているが，あまりにも有名で且つ愛されている場所だけに反対の声も多く，長野県当局は立ちすくみの形になっている。日本電化ということは産業復興，ひいては国力回復のためには是非行われなければならないが，さりとて国家の文化財たるこの学問の宝庫や絶好の観光地を失ってもよいものか，或は学問研究のためには電力危機もあまんじて受けるか，各方面の意見をきいてみたい。

（注）出力340万KWというのは，誤植ではないか。後の計画でも，梓川水系発電所全体の出力でさえ27万KWである。

ここでは，この上高地電源開発計画を戦後第1次計画と呼んでおこう。この第1次上高地電源開発計画は，長野県が企画したものであったが，戦前の反対運動の伝統もあり，新聞が指摘しているように，実現が難しく，立案者の長野県も自信なげであった。

戦後復興が本格化していく過程で，文部省は，貴重な自然を保護するために，1952年頃に単なる天然記念物にすぎなかった上高地を，特別天然記

念物に指定し、開発から保護する法体制を固めるために努めていた⁽²⁾。それにもかかわらず上高地は、電源開発計画の対象とされた。

1954年頃に商工省の産業復興政策として立案された国土総合開発法にそって長野県総合開発局は、東京電力と協力して「中信地区総合開発計画概要書」を作成して、その中で上高地電源開発計画というべき「上高地堰堤計画概要」を提起した⁽³⁾。

上高地堰堤計画概要の要点は以下のとおりである⁽⁴⁾。

上高地堰堤計画概要

一 中信地区総合開発計画

上高地堰堤計画は長野県総合開発局の企画である中信地区総合開発計画中の重要工事で、その目的とする処は梓川と奈良井川に数カ所の堰堤を建設し、流水量の調節、砂防発電並びに一万町歩に亘る灌漑水の補給を行うもので、その計画内容は次の如くである。

- 1 上高地明神池上流八〇〇米の地点に高四五米貯留量七四〇〇万立方メートルのロックフィルダムを設置する。
- 2 島々谷に最大一八立方メートルを引水して第一、第二、第三発電所計一二四、二〇〇KW、年出力四・〇億KWHのピーク発電所を設ける。
- 3 稲核地点に高五八米のコンクリート堰堤貯留量二、〇六四万立方メートルを設置し、発電六、〇〇〇KWHを行い、灌漑水は上高地堰堤と併行して操作供給する。
- 4 5、6、7は味噌川並びに奈良井川の計画。
- 8 灌漑用水は梓川系七、三四八町歩、三七二立方メートル、奈良井川系三、〇八九町歩、一三二立方メートル、計一〇、四三七町歩、用水量三八・八立方メートル（日中最大四四・六立方メートル）を充足する。
- 9 新設発電所は八カ所出力一四六、二〇〇KW、年出力五・〇二億KWHにて、既存発電所の出力減は一・九五億KWH差引出力増二・二億KWHであるが、新設発電所の八一％がピーク発電所である。

(梓川には既設発電所七カ所〈九五、七〇〇KW〉があるが、主として初期建設であるから平均負荷七五％で、無効放流も四四％に達する。)

10 総工事費一二・七億，内電気工事費九五・三億，一KW当り工事費六五，〇〇〇円，年出力増一KWH当り四二・六円，土地改良工事費二九・九億。

11 本計画の主工事は三カ年間，土地改良は五カ年計画。

二、上高地堰堤計画

1 地点

上高地堰堤として考えられる地点は左の三カ所ある。

(イ) 河童橋附近，(ロ) 明神池下流五〇〇米，(ハ) 明神池上流八〇〇米，貯留効果は下流程有利であるが，観光其の他の面より本計画は養魚池上流(ハ)を計画地点とした。

2 地質並にダム構造

左岸は粘板岩，右岸は石英班岩，河床は厚さ約八十米の砂利層であるが，二，三米に一層宛の不浸透層を有する見込，特に弾性波試験の結果は深さ二〇米の地点にロームより固く，岩盤より軟い不浸透層があると推定されるので，之等の地質，地形を利用してロックフィルダムが適当と考えられ，次の如き構造とする。

基盤締切工 シートパイル及びプレパクト工法

心壁 コンクリート

堤体 砂，砂利，粗石，上流側一・五割

下流側一・八割

高さ 四五米

貯水量 七，四〇〇万屯

長さ 五四〇米

堰堤積 一四八万立方米

利用水深 三〇米

満水位 一, 五九〇米

3 調整計画

上高地方面は年雨量二, 五〇〇~三, 〇〇〇耗である。水量の調節方針としては灌漑用水と電力渇水期の補給を目的とする。

六月一日~九月末日迄, 六~二立方米放流

一〇月一日~二月三〇日迄, 三立方米に止め貯留水位上昇

一二月一日~四月雪融迄, 六~九立方米放流水位低下

四月雪融~五月三十一日迄, 三立方米放流水位上昇

(上高地から島々までの有効落差は八〇五米)

4 大正池堰堤補強

上高地にて完全分水を行えば大正池の残流域は三七・四平方料となり、霞沢発電所は流域面積三三・一%に減少する。従って霞沢以下の各発電所の出力減に対処する為には大正池の砂防を行うと共に六〇万立方メートルを貯留して霞沢発電所も四~六時間のピーク発電所とする。

(大正池から龍島間既設発電所の有効落差は七三七・八米)

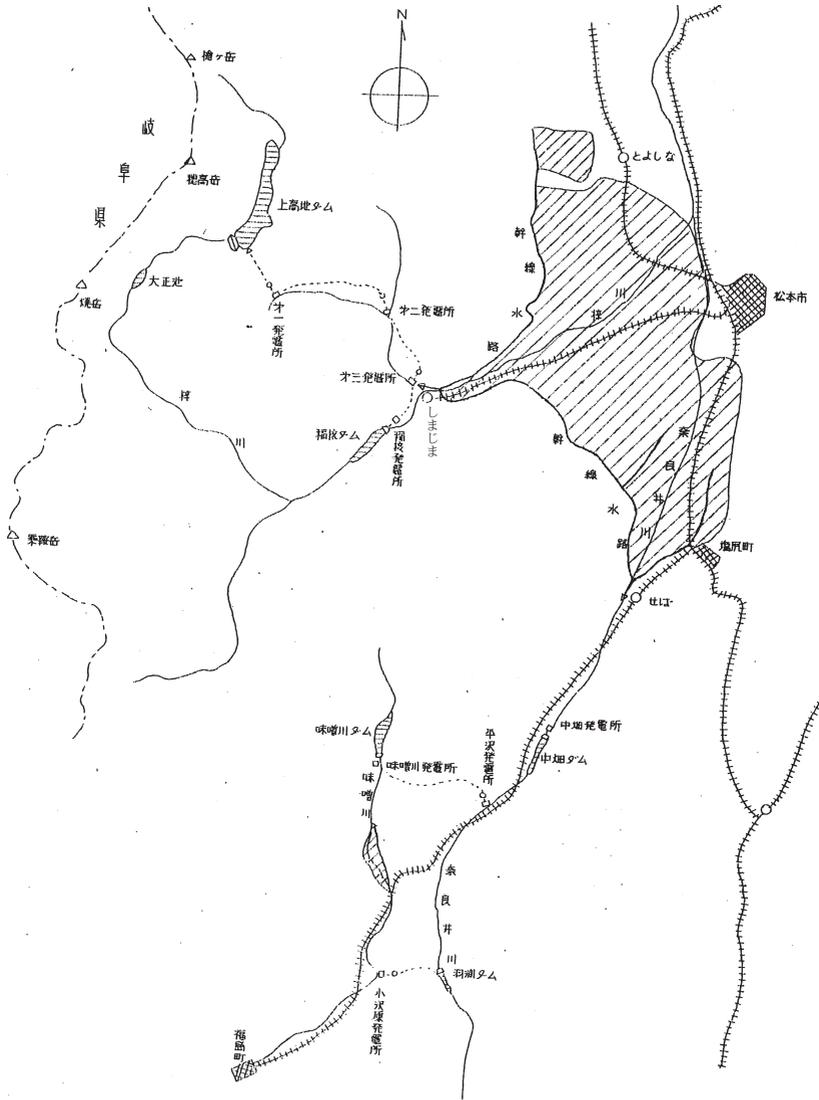
以上のように、「上高地堰堤計画概要」は、表1、図2に示したように、二つの計画からなっていた。

表1 上高地電源開発計画の指標

項目	データ
明神池近くのダムの高さ	45m
ダムの長さ	540m
貯水量	7400万トン
水深	30m
3 発電所の発電力	12.4万KW
大正池の水位	2 mの上昇
梓川-奈良井川間	8ヶ所の新設発電所
8ヶ所の新設発電所出力	14.6万KW
総工費	120.7億円

注 「中信地区総合開発計画概要書」から作成。

図2 中信地区総合開発計画一般平面図（上高地ダム化の計画略図）



「中信地区総合開発計画概要書」, 33-4頁から引用。

一つは、図2に示したように、上高地から800メートルの明神池附近に高さ45メートル、横幅540メートルのロックフィルダムを築き、梓川上流に沿って7400万トンの広大な貯水地を設置し、上高地の奥地を水没させて、上高地ダムから点線で示してあるように、ダムの水を徳本峠あたりの山中にトンネルを穿ち、島々谷川に導水し、その間に出力12.4万KWの3ヶ所の水力発電所を建設して発電するというものであった。

またもう一つは、大正池に堰堤を築いて2メートルほど水位を上げて、梓川の下流で8発電所を新設して14.6万KWを発電するというものであった。

この計画が実現すれば、天然記念物としての上高地の自然景観、自然生態が破壊され、貴重な動植物が完全に消滅することになる。また山岳観光客を上高地から大幅に排除することになる。

注

- (1) 『サン写真新聞』1948年6月20日。
- (2) 上高地の特別天然記念物に指定については、JTB『日本の特別天然記念物』2006年、64頁。
- (3) 筆者は、この「中信地区総合開発計画概要書」を長野県庁で探したが見つからなかった。それは、幸い長野県立歴史館の「長野県行政文書」の中の「長野県総合開発審議会」資料の中で、偶然見つけることができた。ちなみに資料請求番号「昭和31年—M—1」の資料中の第21回審議会資料の付録袋の中にあった。

ガリ刷りの冊子は、「昭和三十一年九月」の日付が記されている。この計画そのものは、後にみるように事前にもれて、日本自然保護協会が1954年12月に問題にすることになった。

なおこの計画書の中の「上高地堰堤計画概要」は、1957年の『国立公園』誌86・87号、1・2月号に一部紹介されている。

- (4) 「中信地区総合開発計画概要書」は、48頁ほどのB5版の小冊子であるが、本稿で引用した『国立公園』86・87号、1957年1・2月、24頁に掲載された部分は、小冊子の1—4頁の部分である。

3 上高地電源開発計画反対運動の展開

長野県総合開発局「中信地区総合開発計画概要書」は、1956年10月12日に開かれた県総合開発審議会に提出され、「同日の審議会で承認され」たのであるが⁽¹⁾、すでに1954年12月にこの計画を事前に察知した日本自然保護協会は⁽²⁾、同年12月20日に評議委員会を開催し、「上高地の明神池の上に堰堤を造り、発電・灌漑・治水等に資する計画の調査が進められていることについて協議したが、中部山岳の中核地帯に、此の種人工的の工作物を造ることに反対する陳情をすることを決定した。」⁽³⁾

1952年に国際自然保護連盟の総会に提出された報告書「日本における自然保護と水力」においては、上高地電源開発計画は、問題にされていなかったが⁽⁴⁾、日本自然保護協会は、この時に戦後初めて上高地電源開発計画問題を取り上げられたのである。

日本自然保護協会は、ただちに1954年12月20日付けで以下のような「上高地発電計画に関する陳情」を作成して、反対の意見を表明することになった⁽⁵⁾。

上高地発電計画に関する陳情書

電源開発調査（「調査」は「調整」の誤植だと思われる—引用者）委員会に於ては、梓川上高地上流に堰堤を設け穂高貯水池発電灌漑計画案を有し之が実施につき研究を進めている由であるが、上高地より上流梓川一帯は中部山岳国立公園の盟主檜、穂高嶽を包含する中核地帯であって、絶対原始境のままこの神秘雄大な景観を保護する必要があるので本発電計画案を中止する様特別の御考慮を煩わしたく、本会評議員会の議決により陳情致します。

昭和29年12月20日

日本自然保護協会

理事長，理事，評議員連名

理 由

中部山岳国立公園は我国国立公園中でも雄大な原始的景観を誇る第一流の国立公園であって、就中槍岳、穂高嶽を含む梓川上高地上流地帯はその高度に於て、その山容に於て、その神秘的原始景観に於て或はまたその地学的成因に於て中部山岳国立公園中の中核をなすものであるから、国立公園計画上よりも国立公園目的以外の人工を絶対には排除する特別保護地区の予定地であり、原始的大自然のままの景観を永遠に保存して之を後代に伝うべき処であります。

近時中部山岳国立公園の利用者は毎年増加し、特に上高地はその最も重要な利用基地としてその集団施設地区の大部分を林野庁より国立公園部に所管替をして施設整備に努力して居りますが、之より上流は前述の如く絶対保存の原始景観のままの姿を維持する事を国立公園計画上より予定しており又国民の大部分も同様に期待している処と信じます。

依って中部山岳国立公園の精粹たるこの地帯に発電灌漑用の貯水池を設置するが如きは、全く大自然の冒瀆であり、この地帯の大自然の景観価値は、この地点に於て発生を予期せらるる電力の経済的価値を遙かに凌駕する学術的、文化的価値があるものであるから、我国に於て発電工事を排除すべき数少ない絶対保存地帯の一つとしてこの穂高貯水池発電計画案を廃止する事を要望する次第であります。

日本自然保護協会は、1954年12月20日に上高地電源開発計画に反対する陳情書を提出して以降、尾瀬、黒部の電源開発問題など多くの問題を抱えていたため、しばらく上高地問題を取り上げることがなかった。しかし1956年に入って日本自然保護協会は、上高地問題を再び論じはじめた。

日本自然保護協会は、1956年5月に黒部第四発電所建設が厚生省により承認され、これまで反対してきたにもかかわらず黒部第四発電所建設を条件付で承認した。そのことに期をいつにして日本自然保護協会は、急遽、国立公園内の重要な自然を保護するために「自然保護地域」の指定作業に

取り組みはじめた。

1956年8月15日午前中に日本自然保護協会は、「自然保護地域の設定に関する件」を議題に理事会を開催し、田村剛理事からつぎのような提案理由がなされた⁽⁶⁾。

米国に於ける自然保護は国立公園や国家記念物や国有林のレクリエーション地域の設定により嚴重に行なわれている。わが国では、水力電気事業、林業、鉱山、放牧のためにだんだん自然の保護区域がなくなるのではないかと思われる。この際自然保護区域を設ける具体案を作って、関係当局に考慮してもらいたい。

こうして直ちに理事会は、下記の委員を選出して特別委員会を組織して具体案を作り検討をおこなうことになった。

田村剛	東良三	井上万寿蔵	石井甲子郎	鏑木外岐雄
武田久吉	岸衛	田中啓爾	辻村太郎	本田正次
村井米子	三田尾松太郎	三浦伊八郎		

ちなみにここで「自然保護区域」と呼んでいるのは、国立公園法では、戦前の国立公園法第8条に規定された「特別地域」を、1950年の国立公園法改正によってできた8条2項に、この「特別地域」にさらに「景観維持ノ為必要」と認めたものを「特別保護地区」と規定するとした制度のことである⁽⁷⁾。あるいは、戦前の史蹟名勝天然記念物保存法、戦後は文化財保護法では、天然記念物として保護される「自然保護地区」のことである⁽⁸⁾。

日本自然保護協会はその日の午後に第1回特別委員会を開催した⁽⁹⁾。

事務局からは、既存の自然保護区域6件と目下各省と協議中のもの9件、原案作成中のも、未定のものなどが披露され、「特別保護区の指定は遅れている現状なので、今後推進していきたい」との説明があった。この時、上

高地は、まだ明確に特別保護地区の対象として明確にされておらず、「中部山岳国立公園」の地域は「原案作成中」として扱われているに留まっていた⁽¹⁰⁾。

1956年8月31日に第2回特別委員会が開催された。委員会では、自然保護区指定の法的な根拠と管理上の問題（とくに予案を伴わないので不備の問題）などが議論されたが、とくに中部山岳国立公園の特別保護地区指定のプランが説明され、田村理事長からいずれ国立公園審議会に計られると説明された⁽¹¹⁾。

1956年9月10日に第3回特別委員会が、また10月12日に第4回特別委員会が、開催されたが、とくに上高地の問題は協議されなかった⁽¹²⁾。

しかし1956年11月2日に開催された第5回特別委員会では、「中部山岳国立公園上高地上流ダム計画の地質調査について」という特別なテーマを掲げて、上高地電源開発計画問題が論議された。この議論は以下のようなものであった⁽¹³⁾。

中部山岳国立公園の上高地明神池上流部において、長野県及び名古屋通産局が、地質を調査したいという案件であるが、これは同所に、発電用、洪水調節用、灌漑用の目的で、巨大なダムを築造する計画に基いて、方眼状に火薬を爆発せしめ、人工地震を起して地質調査をせんとするものであって、単なる地質調査ではない。即ち此の問題は中部山岳国立公園の中枢部に致命的な自然破壊をもたらすもので、自然保護の立場からは、絶対に許可すべきでないというのが一致した意見であったが、現地に於いて調査に着手される虞れが多いので、早急に反対陳情等の措置を講ずる必要を認めて散会した。

こうして日本自然保護協会は、1956年11月になって上高地電源開発計画を再び取り上げ、危機意識を感じて、厚生省、文部省、国立公園協会などと協議をかさね、積極的な対策に乗り出した。

まず国立公園協会が主催という形式で、上高地ダム建設問題の対策会議を開催した。1956年11月12日に、国立公園協会主催の第1回上高地ダム建設問題の対策打合会が、神田学生会館において開催された⁽¹⁴⁾。

当日の参加者および参加団体は以下のとおり。

日本山岳会	神谷恭, 岩永信雄
全日本山岳学連盟	高橋定昌
全日本観光連盟	平山孝, 高橋進
国際観光協会	山口一重
風景協会	三浦伊八郎, 小野鶴太郎
日本山岳会信濃支部	高山忠四朗
国立公園協会	田村理事長, 藤原常務理事, 川嶋常務理事 石原理事代理, 児玉理事, 吉阪理事, 甲賀幹事, 千家幹事
日本自然保護協会	東理事, 石神理事, 鎗木理事, 三田尾理事, 東海林幹事, 池田書記, 池ノ上技官

この対策打合会議は、「中部山岳国立公園の中枢部たる上高地の上流に、巨大なダムを建設する目的で、既に地質調査を実施しつつあるよう仄聞した。本件は国立公園保護のためにも極めて重大な問題であるので、国立公園協会主催のもとに関係諸団体と相協力して、反対運動を行うために、緊急打合会を開くこととした。」ということであった⁽¹⁵⁾。

対策会議は、先ず田村理事長から「この問題を今後如何に取扱うべきか」との挨拶があり、国立公園部の池ノ上技官より、上高地ダムの計画案に対するつぎのような説明がなされた⁽¹⁶⁾。

池ノ上技官は、すでに前項で紹介された計画を説明したあと、「この計画案が実施される場合は、中部山岳国立公園の神髓部に下記の如き重大な変化をもたらす」と述べ、つぎのような問題点を指摘した⁽¹⁷⁾。

- 1 上高地明神池の上流部に、高さ四五米、延長五四〇米の巨大なダムを築造することによって、最も神秘的な自然景観が根本的に損壊される。
- 2 ダム築造用の砂利、採石等のために、採石場所が甚しく荒廃のおそれがある。
- 3 明神池下流の既設発電所の発電量の補強を計るために、大正池の既設堰堤を二米嵩上げすることによって、その上流部たる上高地一帯に湿地帯を生ずる虞れがある。
- 4 ダムの築造によって、下流への流量減少による上高地景観減殺が予想される。

さらに対策会議の出席者からはつぎのような発言があった⁽¹⁸⁾。

- 1 この計画案は長野県総合開発審議会のもので、この案の実施を地元
の農家は歓迎しているようであるから、県としては実施したい意向が
強いので、この問題阻止の困難さがある。
- 2 黒部川第四発電計画が許可されたからという意見もあるが、黒部の
方は開発によって大衆が利用する利便が拓けるし、黒部峡谷の左岸は
自然景観が保護されるが、この計画によれば、自然が破壊されるのみ
である。
- 3 発電の所要経費と発電増加量とを比較すれば非常に高い建設費であ
る。
- 4 一度人工を加えると永久に恢復出来ないのが自然である。経済的な
問題があるのであろうが、自然の儘に保護してもらいたい。あらゆる
手段を尽して、阻止する運動をしたい。
- 5 一地方、一府県の計画で、国家的自然景観が毀損されることは賛成
できない。国家的見地で処置すべきである。
- 6 上高地は日本の国立公園の最も代表的な地点であり、且つ利用者も

- 多い国立公園集団施設地区であるから、どうしても保護せねばならない。大きな見地から検討する必要がある。
- 7 上高地集団施設地区は、徳沢までも含まるべきで、その区域を水底に没するが如きは論外の計画である。
- 8 国土の宝石のような上高地であるから、此の様な計画を阻止するには世論でたたかうより仕方がないと思う。各団体が団結して反対したならば守れるのではないか。
- 9 上高地が狙われるとは残念である。厚生省では主力を尽して阻止してもらいたい。
- 10 自然保護は人類の福祉のために必要であると主張されている。この計画案を国際自然保護連合に報告して、援助してもらうことも一案である。
- 11 先年尾瀬ヶ原が問題になったとき、有志が集って、尾瀬保存期成同盟を結成して反対したが、今回も同様なものを結成してやらぬか。
- 12 本日列席の各団体は挙って反対することとし、結束を固めるために、反対期成同盟の如きを作って運動したらどうか。
- 13 地元の態度をはっきり知りたいものだ。

議論のあと「大体意見の尽きた頃、田村理事長より、本日列席の各団体の意見をまとめてもらい、上高地保存の団体の連合体でも造って運動したい、又各団体で機関誌を通じて、或は個人の意見を新聞、雑誌等に寄書する等、輿論を喚起する必要がある、今後もなお会合を願って協議したい旨を述べて散会した。」⁽¹⁹⁾

「上高地保存期成同盟といった一つの団体を結成して力強い反対運動を展開」しようという申し合せにしたがって、1956年11月22日に第2回の対策会議が開催された⁽²⁰⁾。

会議に出席した団体と氏名は以下の8団体17名であった⁽²¹⁾。

国立公園協会	在京理事	佐藤尚武	田村剛	藤原孝夫	吉阪俊蔵
日本自然保護協会	在京理事	東良三	石神甲子郎	本田正次	三田尾松太郎
日本山岳会	岩永信雄	松丸秀夫	他1名		
全日本観光連盟	高橋進				
国際観光協会	出口一重				
長野県観光協会	宮島耕一				
日本自然保護協会	山根銀一				
国立公園事務局	東海林作太郎	池田剛			

会議の様子は、つぎのようなものであったと報告されている⁽²²⁾。

先ず佐藤国立公園協会々長から、学術上、日本の観光上重要問題であり、観光資源の保護と維持の上から十分検討を期待する旨の挨拶があり、次いで田村理事長は、重大な問題故に、あくまで慎重を期さねばならないと思うが、この際上高地保存期成連盟を結成して反対を強調したいが、その結成と各団体の加盟について、各団体の出席者の意見を徴されたところ、長野県観光連盟は、参加困難であろうという意見であったが、他は加盟に賛成された。依って本連盟代表には佐藤尚武氏にお願いし、先生の御承諾を得た。なお、右連盟の事務局を国立公園協会に置くことにした。次いで、予め準備した陳情案について協議した結果、種々意見があったので、更に意見のあるところを盛って、早急に関係方面に陳情することにして午後五時頃解散した。なおその後、上高地旅館組合が加盟の旨申出があった。

こうしてこの会議で「上高地保存期成連盟」が結成された。

本連盟会議の席上発表された「意見の要旨は、…次の通り」であった⁽²³⁾。

一 単なる発電事業としては、本工事により発電しうる電力量比較的少

なく、従来の本流に沿う発電力を減殺して分流することの不利なこと等により採算上必ずしも有利でない。

二 推定深さ八〇米もある砂利層の上に、高さ四十五米、延長五四〇米に達するロックフィルダムを建設せんとするものであるが、漏水の虞れがあり、強度につき疑問もあり、地震等不慮の事故により一度破壊された場合は、下流一帯に恐るべき大惨害を及ぼす。

三 上高地の雪水をトンネルにより導水して貯留する貯水池の水は、低温のため、灌漑用としては極めて不利である。

四 上高地集団施設地区の狭隘を告げる今日、大正池ダムの嵩上げにより、上高地の平坦地を水没して、現在の利用面積を狭め、更に、上高地ダムの新設による大貯水池は、同地第二集団施設地区たる徳沢一帯を水底に没せしめること等により、上高地の探勝登山の基地としての横能を失わしめる。

五 よって、代案としては、上高地に建設せんとするダムをやめ、本流沿いの既設発電所を効率的に近代的設備に改良し、灌漑用水としては、本流の水を下流国立公園区域外に於いて貯溜して、灌漑に充当することにより、発電、開田並びに保安上の目的を達成しうるのみでなく、上高地の景勝を安泰に保存し得る。

これらの意見で注目しておきたいのは、本計画案は、第1に、2で指摘しているように、技術的な弱点が著しいこと、第2に、4で指摘しているように、上高地の自然景観が失われること、第3に、5で指摘しているように、本計画に変わる代替案があり、無理に本計画を実行する必要性はないこと、第4に、1で指摘しているように、決して採算的にも決してよくないということ、などである。

こうした意見を踏まえ、上高地保存期成連盟は、「上高地ダム建設反対陳情書」を作成し、会議で採択し、1956年11月28日付けで各関係省、政党、長野県、新聞通信社に提出した。

反対陳情書は以下のとおりである⁽²⁴⁾。

上高地ダム建設反対陳情書

わが国立公園の白眉である日本北アルプスの核心上高地明神池上流において、高さ45m延長540mの巨大なダムを新設貯水し、トンネルにより島々谷に導き、3ヶ所に発電所を設置する一方、大正池のダムを2m嵩上げして、在来の本流7ヶ所の発電を補強すると共に、梓川下流山麓地帯に灌漑用水を供給せんとする総合的開発案が長野県総合開発局と東京電力株式会社等協力の下に企画され、既にこれが現地調達に着手していると聞き、下記同憂の諸団体は数次に亘り会合し、これが対策につき協議を重ねた結果、上高地の自然景観を現状のまま保存するため、上高地ダムの建設を絶対に阻止することを期し、ここに上高地保存期成連盟を結成した次第であります。

由来、上高地は我国の国立公園中においても、最も崇高な大自然の景観を有し、しかも比較的容易に親しむことを得て、無限の靈感を感得する神秘境として、国民等しく讃仰するところであります。されば国は現に中部山岳国立公園の特別地域中の集団施設地区とし、文化財としては、特別天然保護区に指定し、国有林営業上では、国有保護林に編入する等、内外観光並びに学術上最も重要なる対象とし尊重し、且つアルプス登山探勝の大基地として、施設を整備し、その利用者は広く全国に亘って逐年激増しつつある等、超国家的に重要な地域であります。

然るに伝えられるが如き国立公園目的以外の施設による開発計画は、一朝にして上高地一帯の大自然を破壊し、その景観を冒瀆し去る暴挙であって、一度これを破壊せんか、再び復元することは絶対に不可能であります。依ってこの地の景観の保護と産業開発との調整等に関しては、今更検討の余地はなく、その両立を計るが如きは全く無意味であって、本件上高地に於ける工作物の設置に関する限り、直ちに不許可とすべきものと確信するものであります。関係当局に於かれましては、よろしく地方的事情に促わ

れることなく、国家的見地に立ち広く国民の与論に応じて、断乎この常軌を逸したる開発計画を中止せしめ、日本国土の誇りとする世界的稀有の景観を永遠に亘り保存されるよう、万全の対策を講ぜられるよう強く要望するものであります。

昭和31年11月28日

上高地保存期成連盟代表者 佐藤尚武

(参加団体名) (代表50音順)

上高地旅館組合代表 加藤純一

国際観光協会会長 浜口雄彦

国立公園協会会長 佐藤尚武

全日本観光連盟会長 佐藤尚武

全日本山岳連盟会長 武田久吉

日本山岳会会長 別宮貞俊

日本山岳会信濃支部長 高山忠四郎

日本自然保護協会理事長 田村剛

日本風景協会 徳川宗敬

こうした反対運動をうけて、『朝日新聞』は1956年11月23日付を以って「上高地ダム建設に反対」「美観を守る連盟結成」の標題の下に、図面入六段に及ぶ記事を掲げて、計画の内容、その自然破壊の状況、連盟結成等をつぎのように紹介した⁽²⁵⁾。

長野県と東京電力で上高地に水力発電のダムを建設する計画がこのほどまとまったが、これに対し早くも「とんでもない暴挙だ」と反対の声が高まり、二十二日東京で「上高地保存期成連盟」が結成された。参加団体は国立公園協会、日本自然保護協会、日本山岳会、全日本観光連盟、日本風景協会、国際観光協会など。連盟代表佐藤尚武氏ら関係者は二十二日午後東京神田学士会館に集まり、各方面に反対陳情をすること、文化人、財界

人をはじめ各界世論に訴えて強い反対運動をおこすことを決めた。

上高地ダム計画は長野県総合開発計画のなかの重要工事で、さる十二日長野県で発表された計画内容は次の通りだ。

……（計画についてはすでに紹介してあるので引用を省く―引用者）

この計画については地元の長野県部内でも「上高地の観光価値を傷つける」という反対意見があったが、同県開発局は「上高地の観光開発にも役立つよう計画する」と一項目を入れて計画をまとめた。すでに同県では東京電力と協力して現地調査も進めているという。

上高地や保存連盟があげているダム建設反対の理由は、まず上高地が日本ではかけがえのない美しい自然景観を持っていること。したがって数多い国立公園のなかでもいちばん大勢の大衆が親しんでいる観光地であること。また上高地の場合は景観保護と電力開発設備とを両立させようとしても無理である。ダムをつくと徳沢一帯が水没してしまうので、アルプス登山の基地としての役にも立たなくなってしまう―などである。

このほか▽ダム建設経費がかさむ割に発電量が少ない▽上高地の雪水を貯めても冷たすぎて用水には向かないだろう▽明神池あたりの深い砂利層の上に、長野県が計画しているようなロックフィルダム（岩をつんでコンクリートで固める方法）を建てては決壊のおそれもある▽むしろ上高地ダムより、梓川本流ぞいにある既設発電所を改良した方が得ではないか……などの意見もあった。いずれにしても二十二日の会合では「上高地にダムをつくるなんて、とんでもない」と頭から否定するもの、「早いうちにこの計画を押しつぶしてしまおう」という強い意見が圧倒的だった。

ちなみにちょうど当時尾瀬ヶ原電源開発計画にたいする反対運動が盛り上がっていたのに、『朝日新聞』では何も報じられなかった。このことを思えば、上高地ダム反対運動についてこれほどの詳細な報道は、上高地保存期成連盟が如何に上高地ダム反対に力を入れてマスコミ対策をたてていたかを物語るものである。

こうした中央での反対運動に呼応して、他方地元でもさらに反対の聲が高まった。

『信濃毎日新聞』は、1951年10月12日に開かれた長野県総合開発審議会の席上で、総合開発局が「上高地ダム“の”県計画”を明らかにしたところ、すぐ横から『そのような構想は初耳だ。最高級の国立公園のド真中でダムなどつくられてはこまる』と観光課の強い異論がでた」と指摘している。また「『少なくとも“県計画”と銘打ち、公式の席上で発表しながら、庁内の連絡がとれないのではどうしたことなのだ。サーピスを看板にお役所にこんなセクショナリズムがあるのはケシカラン』一審議会の一メンバーははきすてるようにいった。」⁽²⁶⁾と報じた。

こうして公表された総合開発局の『中信総合開発計画報告書』に、県庁内部、とくに観光課から反対の狼煙があがった。地元の長野県庁内（観光課）に計画反対勢力が存在したということである。

上高地保存期成連盟の会議のあと、地元上高地の上高地旅館組合、穂高神社宮司、山小屋組合が上高地ダム建設の反対運動に参加し、1956年12月に反対陳情書を提出したことが伝えられている。その反対陳情書は以下のとおりである⁽²⁷⁾。

上高地ダム建設に対する反対陳情書

中部山岳国立公園中の代表的景勝地である上高地溪谷にダム建設を企図されんとするに当り、上高地に密接の関係を有する吾々と致しましては、何としても黙止（黙視の誤植—引用者）するに忍びず、左記に反対の理由を銘記し、此の計画の実現を極力阻止する様特に御考慮を願う次第であります。

- 一 上高地は中部山岳国立公園の核心部をなす世界的の景勝地であり、例い奥地といえども現下の上高地への登山者の利用度から考えると、登山者推定十六万人中其の六割は奥地の利用者であります。此等利用者の非難は相当大きいものと思われまます。

二 上高地は溪谷と云え、相当広大なる盆地であり、其の中心を流れる溪流と日本の代表的偉観を呈する山岳とを包含したる極めて勝れた一大自然公園を形成し、普通の溪谷とは其の趣が全々異なる事は周知の事実であります。報道で見ます様なダムを築造し、反対側の島々谷に放流すると致すならば、溪流を失う事となり、上高地の景観を根底より破壊する事は必須であります。

三 ダムの建設予定地は、明神池より上流約五〇〇米の地点であり、河底の岩盤迄は約八〇米掘下げる必要があるそうですが、第一に考えられることは、河水の浸透によって形成しおる明神池が枯渇し、明媚なる明神池の現在の状態を維持することが出来ざるものと思われまします。又河水の圧力により湧出しております上高地温泉は如何なる状態となるや、思うに此の貴重なる二つの資源を失う事は、重大問題と思われまします。

四 工事の期間は三年間とのことであるが、此の期間中に入り込む工事従事者の取締を如何にするかが、問題である。恐らく工事中は、奥地利用の登山客は急減し、業者の打撃は重大と思われまします。

五 仮に建設した場合を考えて見ると、建設後の種々雑多な工事用建造物の乱立を如何に整理するか、誠に憂慮に堪えないものがあるので、現下の上高地業者が取締を受けつつある厳しき制限が崩れる心配もあり、今迄の様に神聖視された業態は廃頽し、上高地の持つ原始的又は神秘的の感じの状態は皆無となる事は必須であります。

以上の状態を考えます故、ダム建設計画は絶対に反対せざるを得ません。右実情御高察下され、無謀に近き計画の即時変更方御高配賜わりたく陳情いたします。

昭和三十一年十二月 日

上高地旅館組合組合長	加藤純一
穂高神社宮司	小平窪明
山小屋組合組合長	赤沼千尋

以上のように上高地電源開発計画反対運動は、県庁内部に計画反対の勢力を抱えつつ、信州観光連盟こそ参加しなかったが、地元上高地の住民も参加することによって、いっそうその幅を広げたことになる。

1957年1月25日に日本自然保護協会の評議員会が開かれ、「上高地発電計画の件」が取り上げられたが、つぎのように報じられている⁽²⁸⁾。

上高地発電計画の件

石神理事から現在までの経過を報告し、田村理事長は、もう少し情勢をみて、強力な運動を起したいと思うので各位の意見を聞きたいというにあった。

これに対する発言の主なものとして

- 1 この計画をやるならば国立公園区域から除外したらどうか
- 2 特別委員でも挙げて対策を講じては如何
- 3 新聞、ラジオ、テレビ等で広く訴えると共に署名運動も必要ではないか
- 4 有名人と共に松本市あたりで大講演会を開いて地元の啓蒙に乗り出したらどうか
- 5 文化人に大いにやってもらうことも必要であろう

この報告からは、日本自然保護協会評議員会の反対の意気込みが感じられる。

他方、前年末結成された上高地保存期成連盟は、1957年2月6日に、第4回目の特別委員会を日比谷公園松本楼にて開催した⁽²⁹⁾。

その会議の様子はつぎのようなものであった。

上高地発電計画の反対について先に上高地保存期成連盟を結成し次いで反対の陳情書を昨年十一月二十八日付で関係官公庁、政党方面、関係会社、報道関係等に提出し、その後の成り行きを観望していたが、更に協議の上

対策を講ずる必要ありとして去る二月六日日比谷公園内松本楼で特別委員の参集を求めて協議した。

先ず田村理事長より挨拶に次いで地方、中央方面の情報を報告して対策の協議に入った。協議中の主なる意見として、

- 1 与論を喚起する必要がある、たとえば
 - イ 日本山岳会の恒例のウエストーン祭りの折上高地保存を折り込んで与論に訴えてもらうこと
 - ロ 新聞、ラジオ、文化人に呼びかけて与論に訴える
- 2 技術的に無理な計画のようである
- 3 松本市で賛否の討論会を開催したらどうか
- 4 国際自然保護連盟、米国の国立公園協会に協力を依頼すること
- 5 全日本観光連盟総会が本年大阪の予定であるが、誰か適当な方の提案があれば、採り上げることも出来よう

といったことで、熱心に続けられ、結論として、この運動は一致結束した運動でないと効果は期待できないのではないか—というにあった。

会議の後、「田村、東、鎗木、本田、村井の各理事が通産省公益事業局に上高地発電計画反対の陳情を行った処、上高地発電計画は、通産省の電力五ヶ年計画にも入っていないし、公益事業局の方では直接関係していないが、その計画の実現性に疑問があるし、県独自の力でやるつもりかどうか、農林省の方の考え方ではないか等の意見であった。」⁽³⁰⁾

こうして上高地保存期成連盟は、「上高地発電計画は、通産省の電力五ヶ年計画にも入っていないし、公益事業局の方では直接関係していない」という情報をえて、少々胸をなで下ろしたことであろう。

しかしここで注意しておきたいことは、尾瀬の場合は、1953年に国立公園法による「特別保護地区」に指定されたのであるが、上高地の場合は、1956年8月に上高地を国立公園法に基づいて「特別保護地区」に指定しようと発案されていたのであるが⁽³¹⁾、結局候補のままで未定になってしまっ

たことである。

すでに1956年には、国立公園の自然を「特別保護地区」に指定して保護しようとする事への抵抗が強まってきていたのである。1956年8月31日の日本自然保護協会第2回特別委員会の報告には、国立公園を「特別保護地域」に指定されることについて反対もある。」と指摘されている⁽³²⁾。

その後、日本自然保護協会による「特別保護地区」指定の努力は続けられたが、行政的には受け入れられず、「特別保護地区」に指定された地域はない。高度成長期に入って明らかに国立公園法の自然保護精神は、急速に低下してきた証しであった⁽³³⁾。

幸いなるかな上高地は、電源開発計画が中止されて、ついに特別保護地区に指定されないまま今日に及んでいるのであるが。

他方、長野県当局は、「反対はあまりにも観念的だ」⁽³⁴⁾と主張し、「『ダム建設で上高地の観光価値が下がるという考え方はおかしい。上高地に大正池よりもグンとスケールの大きい“昭和池”といった人造湖ができれば、これだけでも大きな観光地になれる。その上、島々行をつらぬく道路もつくるのだから、いまのバス道路とともに松本から上高地までの“環状線”があらわれ観光、登山客は現在の四倍入れるようになる』と強気なハラをみせている。」⁽³⁵⁾

注

- (1) 『信濃毎日新聞』1956年10月13日の「上高地にダム建設」の記事による。
- (2) 『信濃毎日新聞』1957年3月5日の「上高地(7)」の記事に「県のダム計画は厚生省をとおして民間の観光筋に伝わっていた。」とある。
- (3) 前掲『保護協会事情概況報告書』(第二輯), 74頁。
- (4) 前掲『保護協会事情概況報告書』(第一輯), 65頁以下参照。
- (5) 前掲『自然保護に関する陳情書・意見書集』, 21頁。
- (6) 『国立公園』第84号, 1956年11月, 31頁。
- (7) 国立公園法参照, 『日本の国立公園』, 1951年, 237-8頁。
- (8) 文化財保護法第五章参照のこと。前掲『文化財保護のあゆみ』, 512頁以下。

- (9) 『国立公園』第84号, 31頁。前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯), 61頁。
- (10) 『国立公園』第84号, 31-2頁、前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯), 61頁。
- (11) 『国立公園』第84号, 32頁。前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯), 63-4頁。
- (12) 『国立公園』第84号, 32頁。前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯), 64-6頁。
- (13) 『国立公園』第85号, 25頁。前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯), 68頁。
- (14) 『国立公園』第85号, 26頁。前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯), 138頁。
- (15) 『国立公園』第85号, 26頁。前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯), 138頁。
- (16) 前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯), 138-40頁。
- (17) 同上, 139頁。
- (18) 同上, 139-40頁。
- (19) 同上, 140頁。
- (20) 『国立公園』第86・7号, 24頁。前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯), 141頁。
- (21) 『国立公園』86・7号, 24頁。
- (22) 『国立公園』86・7号, 24頁, 前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯), 141-2頁。
- (23) 『国立公園』86・7号, 25頁, 前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯), 144頁。
- (24) 前掲『自然保護に関する陳情書・意見書集』, 32頁。
- (25) 前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯), 145頁。
『朝日新聞』1956年11月23日。
なお依浩三「上高地レンジャー第一号の上高地生活」は、『朝日新聞』1956年11月24日の記事, 表題「上高地の美観を守れ/ダム建設に反対」という版を引用している。自然公園財団『レンジャーの先駆者たち』, 2003年, 220頁。
- (26) 『信濃毎日新聞』1951年10月12日, 「上高地(7)」の記事。
- (27) 前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯), 145-6頁。
- (28) 『国立公園』第88号, 28頁。前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯),

151頁。

(29) 『国立公園』 国公89号, 24頁。前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯), 148頁。

(30) 前掲『保護協会事情概況報告書』(第三輯) 148-9頁。

(31) 同上, 64頁。

(32) 同上, 63頁。

(33) 前掲『自然保護のあゆみ』, 149-51頁。

(34) 『信濃毎日新聞』1957年2月27日の「上高地(1)」の記事。

(35) 『信濃毎日新聞』1957年3月5日の「上高地(7)」の記事。

4 上高地電源開発計画の廃止

1957年2月6日に上高地保存期成連盟の会議が開催された後, 10日たっていない2月16日の『読売新聞』(長野県版)は, 「上高地ダムは机上計画」の4段抜き大見出しと「地質からみて無理と通産省」の小見出しで, 計画の撤回可能性をつぎのように報じた⁽¹⁾。

県総合開発局は中信地区総合開発計画の原動力として, “上高地ダム”の構想をねっていたが, 十五日県総合開発審議会の席上, 通産省側から「第一次地質調査の結果, ダム建設は技術的に不可能に近い」との注目すべき見解が示された。上高地ダムについては, 中部山岳国立公園内の日本有数の山岳観光地帯だけに日本山岳会をはじめ, すでに全国的に建設反対気運が高まっているが, これにたいしさらに技術的否定が加わったわけで, 県当局の構想は安易な机上計画として葬り去られてしまう見込が強くなった。

同審議会に出席した通産省名古屋通産局福井発電課長は, 昨年十月行った上高地明神池上流七, 八百米のダムサイト予定地の電探調査について中間発表したが, それによると「同地点は河床から下約百五十米は透水性の砂レキ層が続いており, その下にようやく基礎岩盤があるので, ここにダムを建設することは, 極めて困難だ」ということが明らかにされた。

同地点は県の中信地区総合開発計画でもダム建設予定地となっており,

観光面への考慮などから上高地ダムの第一候補地だったが、これでこの計画は事実上ご破算となった。

通産省側では大電源地帯としての上高地を重視しており、新年度も雪だけを待って、六月ころから第一次調査地点の上下流に三、四ヶ所を選んで、さらに地質調査を続けるというが、観光価値や自然文化財として、「そのまま置いてほしい」という世論が強いところへ、更に技術的難点が加わったことで、同ダムの実現性はますます遠のいてしまったことになる。

名古屋通産局福井発電課長の話「いま計画整理中で、結論的なことはいえないが、あの地質ではダム建設はきわめて困難だ。候補地はまだ三、四カ所あるので、さらに調査を続けたい。」

唐沢県総合開発計画局長の話「当初の計画がダメになってもまだほかにダム候補地があるので、計画全体を放棄することにはならない。」

この記事によれば、上高地ダム化計画の実現性は、反対運動に加えとくに技術的な難点が加わって極めて困難になったということがわかり、本来計画を積極的に推進すべき通産省が本計画の実行を放棄せざるをえなくなっていることがよくわかる。

1957年4月25日に開かれた日本自然保護協会評議員会では、この問題が報告された。『国立公園』誌は、つぎのように報じている⁽²⁾。

上高地ダム建設に対しては、先に掲げた様に、上高地保存期成連盟を結成して、反対運動を続けて来たが、去る二月十五日長野県において開かれた、県総合開発審議会において、上高地多目的ダムの建設に関する中間報告が行われた。これによると、明神池上流八〇〇米のダム建設予定地の地質調査は、昨年十、十一月に亘り、通産省名古屋通産局の手で行った所、ダム地点は基礎岩盤まで、約百五十米の砂礫層であり、この地点にダムを造るのは、技術的にも困難であることが明らかとなった。従って上高地ダム建設計画を中心とする中信地区総合開発計画を根本的に修正する必要を

生じた。但し、県ではなお、ダム建設は、不相当と判明して予定地の上下一キロの間に、他の有力な候補地点があり、追ってその地質調査を行うと説明した模様であるが、実情は他に適地の発見は困難、結局上高地ダム建設は不可能と断じてよい様である。我々の反対運動の目的が達したもので御同慶の至りである。

以上のように、上高地発電計画は、強力な反対運動に加えて、技術的困難ではほぼ完全に中止されることになった。『自然保護のあゆみ』は、「この上高地発電計画は、計画自体も安易な机上プランであったため、計画はご破算になってしまった。しかしながらともかく、これだけの団体が協力して問題に対処できたことは、自然保護運動において極めて有意義なことだった」と指摘している⁽³⁾。

その後、長野県総合開発局は、上高地電源開発計画を中止し、1957年7月2日に「上高地ダム計画に代る梓川中流の奈川渡ダム計画の内容を明らかにした。」⁽⁴⁾

『信濃毎日新聞』は、唐沢県総合開発局長の話とし「いろいろ調査の結果、上高地ダムはうまくいかないことがわかった。そこで奈川渡ダム計画をまとめたわけだが、この本格的調査は来年からはじまるものとおもう。」を掲載した⁽⁵⁾。

この計画は、上高地をはずして梓川と奈川の合流点に「奈川渡ダム」、その下流水殿川合流点に「水殿ダム」、さらに下流稲核橋近くに「稲核ダム」を建設し、既設の奈川渡発電所、龍島発電所を廃止し、新たに安曇発電所、龍島発電所を建設し、既存の沢渡、前川、大白川の発電所を改造する計画計に変更した⁽⁶⁾。

この計画の実現によって、上高地電源開発計画による上高地のダム化の危険は完全に回避されることになった。初めから慎重に地質調査しておれば、上高地のダム化計画は生れなかったであろうに、初めに計画ありきの総合開発計画が如何に安易に立案されていたかがわかる。

注

- (1) 『読売新聞』（長野県版）1952年2月16日。なお前掲『保護協会事情概況報告書』（第三輯）では、2月15日の南信版となっているが、南信版を確認することはできなかった。146-7頁所収。両記事とも内容はほぼ同じであったが、南信版（2月15日）では、長野県版（2月16日）の最後のインタビュー記事が省かれている。
- (2) 「上高地ダム建設反対運動の件」、『国立公園』第91号、1957年6月、25頁。前掲『保護協会事情概況報告書』（第三輯）、162頁。
- (3) 前掲『自然保護のあゆみ』、124頁。
- (4) 『信濃毎日新聞』1957年7月3日の「水没まぬがれる？上高地」の記事。
- (5) 同上。
- (6) 安曇村『安曇村誌』第三巻歴史下、1998年、592頁。

4 小括

全体的にみて国立公園内の電源開発計画反対運動で勝利したケースは、必ずしも多くはなかったが、上高地電源開発計画反対運動は、尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動より明確に勝利したケースとして特記すべきものである。小論の最後に、これまでと同様に、では上高地電源開発計画反対運動は何故勝利しえたのであろうか、あるいは上高地電源開発計画を推進しようとした勢力が何故敗北したのであろうか、この問題について検討しておこう。

上高地電源開発計画が比較的容易に中止され、推進派が敗北した要因は幾つか考えられる。

第1の要因は、尾瀬ヶ原の場合と同じようにあるいはそれ以上に、上高地電源開発計画に地質学的な技術的な困難と欠陥が存在したことである。

そもそも、長野県と東京電力による上高地電源開発計画は、すでにみたように1957年に通産省側から「第一次地質調査の結果、ダム建設は技術的に不可能に近い」（『読売新聞』参照）との注目すべき見解が示されことである。これをうけて長野県総合開発審議会も、長野県もこれを否定するこ

とができず、計画を放棄せざるをえなかった、ということである。

この点については、上高地保存期成連盟の会合でも「推定深さ八〇米もある砂利層の上に、高さ四十五米、延長五四〇米に達するロックフィルダムを建設せんとするものであるが、漏水の虞れがあり、強度につき疑問もあり、地震等不虞の事故により一度破壊された場合は、下流一帯に恐るべき大惨害を及ぼす。」と指摘されてきたことである。

ともあれ、通産省が技術的困難を理由に、上高地電源開発計画にお墨付きを与えなかったということがまずもって計画中止の最大の理由であった。

第2の中止の要因は、上高地が電源開発を規制する厳しい社会的規制によって開発を規制され、保護されていたということを挙げなければならない。

すでにみたように、上高地は、1915年に山林局から「学術参考保護林」に指定され、1924年に上高地の電源開発計画が提出された際に反対運動をおこなって計画を放棄させた。その後、1928年に上高地が国立公園の有力候補になり、文部省を中心に、上高地を「天然保護区」として天然記念物に指定し、産業開発の破壊から保護する法的な規制を設定した。また戦前には、1836年の中部山岳公園の一角に指定され、保護された。

戦後には、電源開発総合計画が立案されはじめたころ、いち早く1952年に文部省の努力によって文化財保護法に基づき、上高地はただの天然記念物から特別天然記念物に指定されて、いっそう厳しい産業開発規制が施された。

厚生省もまた1956年に戦後上高地を国立公園法に基づいて「特別自然保護区」の候補地にして、指定準備をおこなっていた。

したがって上高地を電源開発することは、実は法的にも相当に困難であったということが指摘できるのである。

通産省が計画を技術的に困難だとして中止した背景には、そうした法的な開発規制をも意識していたことは間違いない。

第3の要因は、上高地電源開発計画を推進する勢力がかなり弱体であっ

たことがあげられる。計画の推進勢力は、長野県と東京電力であったが、とくに長野県は、戦前来上高地の保護につとめてきた歴史もあり、上高地の観光地的な価値を十分に認識してきた事情もあり、また総合開発計画局の案に審議会で観光課が公然と反対したりしていたので、強力な反対運動を無視して開発計画を強行することができなかつたのである。

以上のように上高地電源開発計画は、比較的容易に中止せざるをえなかつたと指摘できる。

他方、上高地電源開発計画を中止に追い込んだ上高地電源開発計画反対運動が勝利した要因について分析してみたい。

まず第1にあげなければならない要因は、客観的には、すでに指摘したように、上高地電源開発計画に地質学的技術的にみて困難であったこと、通産省、長野県が計画を強行できなかつたという事情が存在したということ的背景にして、上高地電源開発計画反対運動が大きく盛り上がったということである。

第2の要因は、すでに指摘したように上高地の自然を保護するための上高地電源開発計画を強行することを阻止する法的な社会的システムが、戦前からまた戦後期に出来上がっていて、これをテコにして、上高地電源開発計画反対運動が大きく盛り上がったということである。

第3の要因としては、開発計画の技術的困難、上高地保護の制度的規制システムを前提にして、上高地という類稀な景観地にして原生的自然が、恐らくわが国最高の国民的な人気、知名度をもっていたことを背景に、上高地電源開発計画に反対する運動が広範な勢力を結集して強力に展開されたということである。これらの点は、尾瀬ヶ原電源開発反対運動についても指摘できた同じ特徴であった。

上高地電源開発計画反対運動の特徴は、すでに詳しく考察したことであるが、国立公園を所管する厚生省、天然記念物を所管する文部省、部分的に観光行政をあずかる運輸省の官僚たちを先頭に、自然保護をかかげる日本自然保護協会、国立公園協会、日本風景協会、さらに全日本観光連盟、

国際観光協会などの観光業界、日本山岳会、全日本山岳学連盟、日本山岳会信濃支部などの登山・山岳界、地元の上高地旅館組合、穂高神宮、山小屋組合など、極めて広範な勢力を結集しておこなわれたことである。こうした広範な勢力を統合した電源開発反対運動は、尾瀬のほかこの上高地の場合だけである。

第4の要因として、とくに強調しておきたいことは、尾瀬の場合以上に、上高地は登山観光地として知られ、また膨大な観光客を集めていることから、地元を含め観光業界が、観光資源としての上高地を守るために電源開発計画反対に立ち上がり、大きな勢力を形成したことである。

上高地の自然景観は、恐らく日本で一番ポピュラーなものであった。このことは、反対「陳情書」にも「由来、上高地は我国の国立公園中においても、最も崇高な大自然の景観を具有し、しかも比較的容易に親しむことを得て、無限の靈感を感得する神秘境として、国民等しく讃仰するところであります。」とその観光地的価値を強調していることからわかる。

地元住民の「反対陳情書」も、「上高地は中部山岳国立公園の核心部をなす世界的の景勝地であり、例い奥地といえども現下の上高地への登山者の利用度から考えると、登山者推定十六万人中其の六割は奥地の利用者であります。此等利用者の非難は相当大きいものと思われまます」として強調されている。

黒部第四発電所計画反対運動では、観光業界あるいはクロヨンの観光化に期待する地元住民が、黒部第四発電所計画の賛成に回わり、反対運動に背を向けたのであるが、上高地電源開発計画反対運動の場合は、ちょうど逆で、県庁内の観光課、観光業界あるいは上高地の観光化に期待する地元が、上高地電源開発計画反対運動に参加したのであった。

こうした大衆的な上高地への支持があつてこそ、上高地の自然は守られたのである。

第5の計画反対勝利の要因は、上高地電源開発計画そのものが、決して不可避の計画ではなく、直接、上高地発電所の発電力12万KWていどの発

電は、梓川下流、奈良井川下流の、すなわち国立公園地域以外の地域のダムと発電所の建設で代替しようという事情も指摘しておかなければならない。

図2をみれば明らかなように、総合開発の一環としての上高地堰堤計画が中止されても、梓川と奈良井川による安曇野の灌漑計画にはまったく影響を与えないということも留意したいことである。

以上のように、上高地電源開発計画は、国立公園内の電源開発計画諸案の中で、比較的容易に中止されたということが出来る。そこからえられる大きな教訓は、上高地の場合は、尾瀬と同じように戦前から保護運動がおこなわれ、自然景観が国民的な支持をえていて、かつそれを保護する社会的規制システムがかなり準備されていたということがあったということである。

国立公園の自然を開発から保護するためには、自然保護のための社会的整備が必要であったが、また社会的な規制、天然記念物保存のための法律(戦後は文化財保護法)、国立公園法の自然保護のための「特別保護地区」の規定が如何に大きな役割を果たしたかが明らかになる。

そうした教訓を前提にすれば、国立公園内の産業開発に反対し、貴重な自然、景観を保護する運動は、もっと多くの地域を、特別天然記念物に指定し、かつ国立公園の「特別保護地区」に指定する努力をおこなうべきであったことがわかる。こうした面から、自然保護運動を反省する必要がある。

そうであるとすれば、これまで国立公園協会や日本自然保護協会が果たすべき役割はもっと多くあったのではないかと考えられる。

1956年に話題にされた国立公園の「特別保護地区」指定も、その後棚上げされ、むしろ経済高度成長期に、開発を阻止する防波堤の役割を必ずしも十分に果たせなかったことが問題となる。これらの問題は、つぎの経済成長期における国立公園内の産業開発問題の検討課題である。